

平成 25 年第 3 回天塩町農業委員会総会議事録

| | | | |
|---|----------------------|-----------------------------------|-----|
| 招 集 年 月 日 | 平成 25 年 6 月 28 日 (木) | | |
| 招 集 場 所 | 天塩町役場 3 階委員会室 | | |
| 開 閉 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 平成 25 年 6 月 28 日 (木) 午前 10 時 00 分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| | 閉 会 | 平成 25 年 6 月 28 日 (木) 午前 11 時 30 分 | |
| | 議 長 | 会長 中 嶋 康 治 | |
| 応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9 名 欠席 3 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠別 |
| | 1 | 満 保 豊 | ○ |
| | 2 | 黒 川 益 毅 | ○ |
| | 3 | 佐 藤 博 幸 | ● |
| | 4 | 奥 山 稔 | ○ |
| | 5 | 鎌 田 英 樹 | ○ |
| | 6 | 川 端 英 嗣 | ● |
| | 7 | 山 本 俊 榮 | ○ |
| | 8 | 杉 本 元 | ○ |
| | 9 | 吉 田 謙 司 | ● |
| | 10 | 宍 戸 栄 一 | ○ |
| | 11 | 中 嶋 康 治 | ○ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 議事録署名委員 | 議席番号 | 1 番 満 保 豊 2 番 黒 川 益 毅 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 | 守 山 義 昭 | |
| | 総務係長 | 菅 雅 彦 | |
| | 地域おこし協力隊 | 梶 原 崇 | |

平成25年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、8名であります。定足数に達しておりますので、
ただいまから平成25年度第3回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

1番 満 保 豊 君

2番 黒 川 益 毅 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間
としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画
書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。議題に入る前に訂正箇所があります。
2ページをご覧ください。 から となっておりますが正しくは逆
です。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18
条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。
まず、賃貸借の案件であります。2ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号4-1については、 から に賃貸借するものです。
本来なら4-2、4-3に入る前に の案件を審議する予定でしたが
本日欠席しておりますのでそのまま進めます。

議長 ただ今説明がありました通り から 及び4-2の から
また4-3については から に賃貸借するもので
の質疑を行います。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。次に4-4、4-5の案件につきましては の
案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づ
き、関係委員の退席を求めます。それでは、委員の利害に関する案件につ
いて事務局より内容の説明を求めます。

事務局 2ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号4-4については、 から に賃貸借するものです。

整理番号4-5については、 から に賃貸借するものです。

4-1から4-2及び4-4については、期限到来による更新で、4-3
及び4-5については、新規の案件となっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました

4-4、4-5についての質疑を行います。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

議長 次に利用権設定の4-6から4-24について事務局からの説明を求め
ます。

事務局 2ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号4-6については、 から に賃貸借するもので
す。

整理番号4-7については、 から に賃貸借するものです。

整理番号4-8については、 から に賃貸借するものです。

整理番号4-9については、 から に賃貸借するものです。

整理番号4-10については、 から に賃貸借するものです。

整理番号4-11については、 から に賃貸借するものです。

整理番号 4-12 については、 から に賃貸借するものです。
整理番号 4-13 については、 から に賃貸借するものです。
整理番号 4-6 から 4-13 については、新規の案件となっております。
整理番号 4-14 から 4-24 については、農地利用集積円滑化事業に基づ
くもので、農地利用集積円滑化団体である。 が代理人として貸
し付けるものです。

整理番号 4-14 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-15 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-16 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-17 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-18 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-19 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-20 については、 から に貸し付けるものです。

3 ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号 4-21 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-22 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-23 については、 から に貸し付けるものです。
整理番号 4-24 については、 から に貸し付けるものです。

これらの案件 4-14 から 4-24 においては、全て新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局長 11 ページと 14 ページについてですが土地がどちらも同じ場所を示
しています。どちらかが間違っていますので今、差し替えをお持ちしま
すのでそれ以外の部分の質疑を行いたいと思います。

議長 本件に対する質疑を行いたいと思います。

利用権設定の代理人制度というのはどんな制度なんですか

農協は円滑化団体という認定を受けておりまして、農協が農地の集約化
などの斡旋する機能がありましてそれを円滑化団体と言います。

土地を求めている人が白紙委任状を農協に提出し土地を貸したいのだけ
れども借り手を探せない、見つからない人にはこれも白紙委任状を提出し
てもらいそれぞれ斡旋するという円滑化団体としての機能を有していてそ
れが代理人制度というものであります。

これは国から補助金等が出るんですか
はい。ただ草地どうしではないです。畑作にする場合に一反あたり
ほど出るはずです。

酪農が個別保障制度に乗っかっていないので、草地から草地はだめなん
ですね。

草地から畑作にする場合畑作にのみ できるんですね。畑作から畑
作の場合借り手が 、貸し手が 、国から補助がでます。
草地はだめなんですね。

はい。ただ 6 年以上の契約でないとだめだとか、いくつか条件はありま
す。

差し替えが来ましたので差し替え願います。

議長 案件数が多いですが他にありませんか

全員 異議なし。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 次に所有権移転の案件につきまして事務局より内容の説明を求めます。

事務局 次に、所有権移転の案件であります。30 ページの利用権設定総括表を
ご覧ください。

今回は、2 件の案件となっております。

整理番号 5-1 については、 から に所有権移転するものです。

整理番号 5-2 については、 から に所有権移転するものです。

5-1 から 5-2 については、新規で所有権移転を行うものとなっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

補足させていただきます。整理番号 5-1 の案件については単価が
円となっておりますが現地を確認しましたところ草地として利用されています
が草が薄くて多少倒れている状況です。私は知識がないので草の良い悪い、
土地の良し悪しの判断できませんが。

地区の農業委員の方何か情報があれば提供願います。

私です

委員の地区ですので 委員より 円という安い単価ですので
ご説明をお願いします。

ご説明します。ここは以前からですね さんが農業委員会にかけない
で無断で使っていたとかありまして、 さんのほうも、買ったときか
ら畑の水がたまって引かない年があったり酷い状況でして、 さん自体
が実際には農業を営んでおられないということでした土地改良するにも非
常にお金がかかるので我々も引っかかっていました。

また さんが規模拡大をされまして面積が足りなくて、かなり
の方に借りに行ってる経緯がありまして近いところに土地を求め
てはどうだろうかということでした さんに話をして貸すなり、
売るなり、 さんのほうも原野地にしたいんだという趣旨のこ
とを僕も聞いていたんですが、団地の中に原野地はまず認められ
ないだろうし、じゃあ売却してはどうだろうかということになりまして
値段についてですが相手が さんということでの値段でいい
ですとなりまして さんのほうも承諾されました。

たしかに周りから見れば安いですがかなりひどい土地ですのでなんと
かご理解いただければと思っています。

一面リードだらけですね。

かつてここは競売にかかったところでした、前の持ち主からも安く買っ
ているんですよ。 当時 もしてないと聞きました。

ということは一万で ですか。それは何年前のことですか
もう 20 年ほど前のことですね

では さんが所有者になってから草地更新とかもしていないんですか
ね。

はいそうです

さんは自力で草地更新して使うということですかね

おそらくはそうですね

これ航空写真で見ると全部草地ですね。近くに何があるんですかね。

風車ですね周りは さんですとか さんですね。

さんも高齢ですからね。 さんはまだ若いですのでかなりあち
こち草を求めて遠くに行っているのだから さんなら妥当ではないか

と思います。

奥山 そういうわけでご理解いただければと思います。

議長 これ国道 40 号とありますが 2 3 2 号線ですよ

事務局長 32 ページの国道 40 号となっておりますのは 232 号線の間違いです。

議長 ただいま 委員から場所と単価について説明ありましたがこれに対しての質疑行いたいと思います。

全員 異議なし

議長 異議なしということで本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は可決されました。次に「議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について」議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 3 条による許可申請について」ご説明申しあげます。

農地法第 3 条総括表に基づき説明申しあげます 35 ページをご覧ください。

当該案件は、使用貸借する案件でございます、より に使用貸借するものです。

この案件は、新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 ただいま事務局より説明のありました「農地法第 3 条による許可申請について」についての質疑を行います。

全員 なし

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。次に「農地法第 5 条による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 3 号「農地法第 5 条による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 4 号様式意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。39 ページ

をご覧ください。

貸主は となっており、借主については となっており、土地については となっており、転用面積については、 m²となっており、転用目的は砂利採取で、工期は、平成 25 年 7 月 25 日より平成 26 年 7 月 24 日となっており、一時転用であり採取後は農地に復元することとなっており。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であり、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行いたいと思っております。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思っております。

平成 25 年 6 月 28 日

署名委員

(1 番) 満 保 豊

(2 番) 黒 川 益 毅